

重度心身障がい者医療費助成制度について

重度心身障がい者やその家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、重度心身障がい者が医療機関などを受診した際に支払う一部負担金等を助成する制度です。

1. 対象者

町内に住所があり、社会保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度などの医療保険に加入し、次の障がいに該当する方が対象となります。

身体障害者手帳…1級、2級、3級いずれかの交付を受けている方
療育手帳…OA、A、Bいずれかの交付を受けている方
精神障害者保健福祉手帳…1級、2級いずれかの交付を受けている方

※平成27年1月1日以降、65歳以上で上記の手帳等を初めて取得した場合は対象外となります。

2. 所得制限

1の対象要件を満たしている方に対して、所得審査を行います。重度心身障がい者本人の前年の所得が所得制限限度額以下の場合に、医療費助成金の支給を受けることができます。

また、重度心身障がい者医療費受給者証（橙色の受給者証）を交付します。

所得が所得制限限度額を超えた方は、次回の所得審査時（翌年9月）まで助成が停止されます。

3. 助成の対象となる医療費

医療保険が適用となった医療費の一部負担金（高額療養費、附加給付金、他の制度による支給金分を除く）が助成対象となります。

ただし、精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方は、自立支援医療（精神通院）が適用された一部負担金のみが対象となります。

※いきいき福祉課で助成を受けた医療費は、確定申告の医療費控除に使用することはできません。

4. 受給者証について

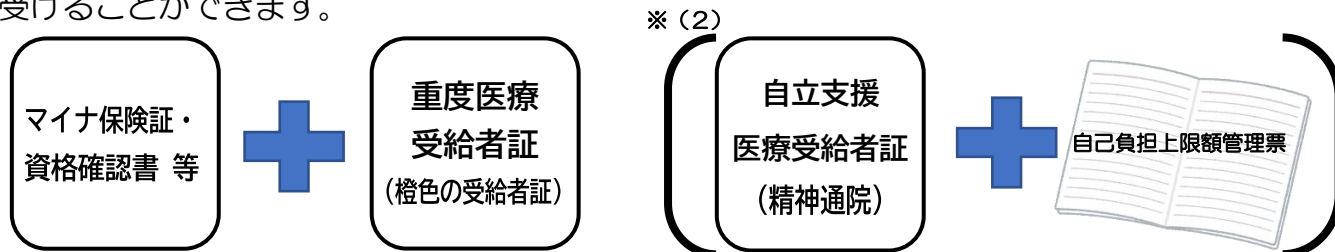
毎年10月1日に受給者証の更新を行います。更新に際して、申請などは原則不要です。更新は、前年の所得（1月から9月に申請の場合は前々年の所得）および現在の障がい程度等を審査し、10月1日から翌年の9月30日までの間における受給資格を決定します。審査結果により、重度心身障がい者医療費受給者証または停止通知書を郵送します。

ただし、翌年の9月30日よりも前に障害者手帳の有効期限が切れる場合は、受給者証の有効期限が9月30日よりも短くなります。

5. 医療費の助成方法

助成方法① 現物給付

埼玉県内の病院や薬局等の窓口で、重度心身障がい者医療費受給者証（橙色の受給者証）と医療保険の被保険者等又は被扶養者であることを証する書類（マイナ保険証、資格確認証等）を提示することにより、窓口における一部負担金の支払いをせずに医療サービスを受けることができます。



※（１）県内であっても現物給付に対応していない医療機関があります。受診の際は、医療機関に確認をしてください。

※（２）精神障害者保健福祉手帳２級をお持ちの方については、自立支援医療受給者証と自己負担上限額管理票も忘れずに、医療機関へ提示してください。

助成方法② 償還払い

埼玉県外の医療機関や現物給付を行わない医療機関の窓口で、一度医療費を支払い、後から医療費助成金の支給を受けることができます。

医療費の請求は、重度心身障がい者医療費請求書（以下「請求書」）に、医療機関から発行される領収書（原本）を添付のうえいきいき福祉課に提出してください。

請求書は、次のとおりご用意ください。

- （１）領収書を診療月ごとにまとめる。
- （２）（１）でまとめた診療月ごとに請求書を１枚用意する。

【申請時期】

診療月の翌月以降に申請してください。

（例）令和８年４月病院へ受診⇒令和８年５月以降にいきいき福祉課へ請求書と領収書を提出

【振込日】

請求書を提出いただいた月の翌月２５日が支払日となります。

登録申請時に記入いただいた口座に後日振込されます。

【問合せ】

松伏町 いきいき福祉課 障がい福祉担当
TEL 048-991-1877